

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

〔第 1 問〕 次の【設問 1】および【設問 2】について、それぞれ簡潔に（末尾の丸括弧内の行数以内で）答えなさい。（配点 40 点）

【設問 1】

いわゆる転用物訴権が認められるか否かが問題となる事例を各自で設定し、判例がどのような考え方を採用しているかを説明しなさい。（15 行）

【設問 2】

相続回復請求権が共同相続人間に適用されるか否かが問題となる事例を各自で設定し、判例がどのような考え方を採用しているかを説明しなさい。（10 行）

〔第 2 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 60 点）

【事例】

A は、大阪府箕面市内の甲土地を所有していた。A 自身は広島市内に居住しており、甲土地を利用していなかった。B は、甲土地の隣地である乙土地を購入し、その上に建物を建てて 2003 年 2 月 1 日から居住を始めた。同日、B は、甲土地の一部（丙土地）を公道への通路として使用を始めた。というのは、乙土地には公道と接する部分があったが、丙土地を通行するほうが自動車の通行に便利だったからである。

丙土地は、短辺 1 メートル、長辺 4 メートルの長方形の形状をしており、長辺の部分を乙土地と接していた。地表は土で構造物は何もなかった。B は、乙土地を取得する際、不動産仲介業者から、丙土地が乙土地の一部であるとの説明を受け、念のため売主にも問い合わせ確認をしたため、丙土地が自らの所有に属するものと信じていた。当時、甲土地と乙土地の間には境界線を示す目印や構造物がなく、登記簿と照らし合わせても境界線の位置が判別しにくくなっていた。

ところで、神戸市内の賃貸マンションに住む C は、居住用建物を建設するための土地を探していた。2015 年 11 月 1 日、C は、A から甲土地を買い受け、同日、登記を備えた。この時、C は、B にとって丙土地を通行することが便利であること、B がいつから丙土地を通行していたのかは知らなかったが今は頻繁に通行していることを認識しており、丙土地を高値で B に買い取らせるか、または法外な使用料で賃貸することを目論んでいた。

同年 11 月 10 日、C は、B に対して、丙土地の通行をやめるよう求めた。B がこれを拒んだため、翌 11 日、C は、丙土地が公道と接する部分にバリケードを設置して自動車が通行できないようにした。

【設問】

B は、C に対して、バリケードの撤去を請求した。B の請求の法的根拠を挙げて、C から提起されるであろう反論を踏まえて、B の請求の妥当性について論ぜよ。